

青葉区公告第 118 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 11 日

横浜市青葉区長

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	高橋 勝 他 5 件（「後期高齢者医療保険料督促状 郵送返戻世帯一覧 令和 8 年 8 月発送分」のとおり）
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料督促状 令和 8 年度 8 月発送分	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により，掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

後期高齢者医療保険料督促状
後期高齢者納付書兼受入済通知書 郵送返戻世帯一覧
令和8年度8月発送分 公示送達

No	氏 名
1	高橋 勝
2	野村 修三
3	岸 幸子
4	中川 二郎
5	高橋 美智恵
6	小林 雅子
7	
8	
9	
10	